

第 71 回

定時株主総会招集ご通知

目 次

招集ご通知 1

(提供書面)

事業報告 5

連結計算書類 27

計算書類 30

監査報告 33

株主総会参考書類 37

開催日時

平成30年6月27日（水曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

東京都中央区日本橋大伝馬町8番1号

当社5階 会議室

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を
除く。）5名選任の件

第4号議案 当社株券等の大量買付行為への対応
策の導入の件

 **丸文株式会社**

証券コード：7537

証券コード 7537
平成30年6月5日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋大伝馬町8番1号

丸 文 株 式 会 社

代表取締役社長 水 野 象 司

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご返送くださるか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否をご入力されるか、いずれかの方法により、平成30年6月26日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	平成30年6月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所	東京都中央区日本橋大伝馬町8番1号 当社5階 会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項	報告事項 1. 第71期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第71期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第4号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策の導入の件
4. 招集にあたっての決定事項	次頁の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、これらの書類は、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部です。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<http://www.marubun.co.jp/>

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）

▶ 株主総会開催日時：平成30年6月27日（水曜日）午前10時



郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合

後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。

▶ 行使期限：平成30年6月26日（火曜日）午後5時30分到着分まで



インターネットにて議決権を行使いただく場合

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」と「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

▶ 行使期限：平成30年6月26日（火曜日）午後5時30分入力分まで

詳細は次頁をご参照ください



議決権電子行使プラットフォームについてのご案内

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

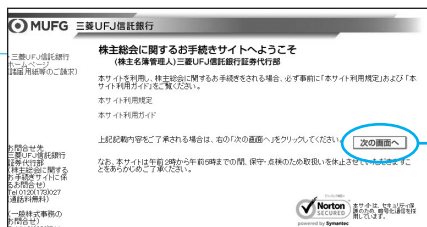
インターネットによる議決権行使について

1 議決権行使サイトにアクセスする

議決権行使サイトにアクセスして「次の画面へ」ボタンをクリックしてください。

議決権行使サイト

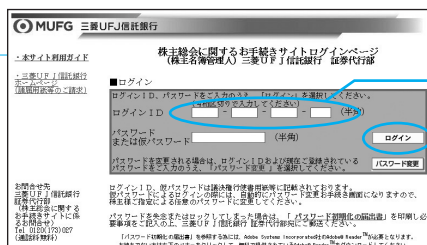
<https://evote.tr.mufg.jp/>



クリック

2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」と「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。



① 入力

② クリック

>>> これでログインが完了です。以降、画面の案内に沿ってお進みください。

- ※ 午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。
- ※ 株主様以外の第三者による不正アクセス("なりすまし")や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ※ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

システム等に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使でパソコン、スマートフォンまたは携帯電話の操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）



0120-173-027（通話料無料）

受付時間 月曜日～金曜日（休日除く）9：00～21：00

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、設備投資が増加するとともに、企業収益や雇用・所得環境の改善が続き、個人消費も持ち直しの動きが見られました。海外では、各国の政策や為替・株式市場の変動など不透明な情勢もありましたが、米国における景気拡大や中国など新興国の経済成長が続きました。

当社グループが属するエレクトロニクス業界におきましては、産業機器、自動車向けの需要が拡大し、ゲーム機市場も好調に推移しました。またデータセンター用サーバーなどに搭載されるDRAMやNANDフラッシュなどのメモリ製品や半導体製造装置の需要も堅調を維持しました。

こうした状況の下、当連結会計年度における当社グループの売上高は、前期比28.4%増の347,508百万円となりました。利益面では売上の増加に加え、期末にかけた円高進行に伴い外貨建で仕入・販売予定の在庫について評価損を計上した一方で、外貨建債務の評価等による為替差益1,156百万円を計上したことにより、営業利益は前期比30.8%増の3,771百万円、経常利益は前期比59.1%増の4,218百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比25.9%増の2,077百万円となりました。

	第70期 (平成29年3月期)	第71期 (平成30年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売 上 高	270,698	347,508	76,810	28.4%
営 業 利 益	2,883	3,771	888	30.8%
経 常 利 益	2,651	4,218	1,566	59.1%
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,650	2,077	427	25.9%

イ. デバイス事業

デバイス事業は、NXPセミコンダクターズ社との代理店契約解消による減収があったものの、通信機器向け半導体の需要が大幅に増加し、産業機器向けやゲーム機向け、自動車向けの販売も好調に推移しました。その結果、売上高は前期比34.7%増の296,524百万円、セグメント利益は前期比176.3%増の1,240百万円となりました。

ロ. システム事業

システム事業は、前期に好調であった電子部品組立検査装置が反動により売上が減少し、医用機器も需要減となりましたが、産業機器向け半導体レーザやレーザ微細加工装置、組込み用コンピュータの需要が堅調でした。その結果、売上高は前期比0.9%増の50,983百万円、セグメント利益は前期比4.0%増の2,542百万円となりました。

事業区分	売上高(百万円)	構成比	前期比増減
デバイス事業	296,524	85.3%	34.7%
システム事業	50,983	14.7%	0.9%
合計	347,508	100.0%	28.4%

(注) 構成比および前期比増減は、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

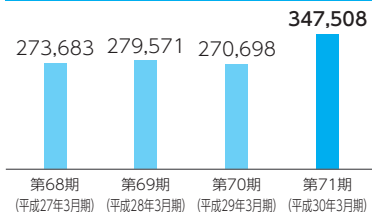
当社連結子会社である丸文通商株式会社と同じく連結子会社である株式会社池田医療電機は、平成29年4月1日に丸文通商株式会社を存続会社とする吸収合併を行いました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

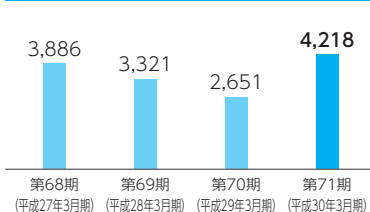
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

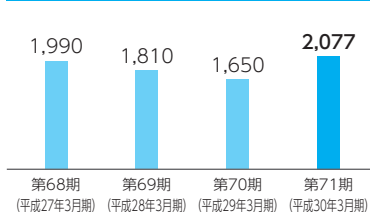
売上高 (単位：百万円)



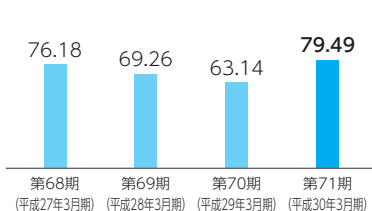
経常利益 (単位：百万円)



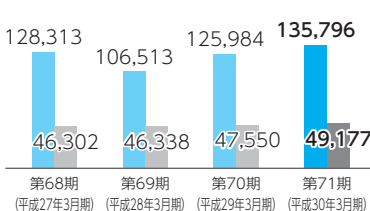
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



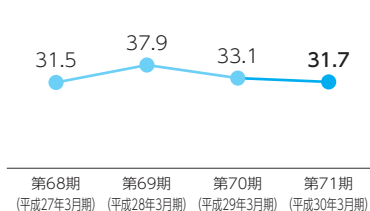
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



自己資本比率 (単位：%)



区 分	第68期 (平成27年3月期)	第69期 (平成28年3月期)	第70期 (平成29年3月期)	第71期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
売 上 高 (百万円)	273,683	279,571	270,698	347,508
経 常 利 益 (百万円)	3,886	3,321	2,651	4,218
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,990	1,810	1,650	2,077
1株当たり当期純利益 (円)	76.18	69.26	63.14	79.49
総 資 産 (百万円)	128,313	106,513	125,984	135,796
純 資 産 (百万円)	46,302	46,338	47,550	49,177
自 己 資 本 比 率 (%)	31.5	37.9	33.1	31.7

(注) 第69期より、「在外連結子会社等の収益及び費用の換算方法の変更」を行ったため、第68期については、当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
丸 文 通 商 株 式 会 社	100百万円	100.0%	医用機器、分析・計測機器等 電子機器の販売
丸 文 セ ミ コ ン 株 式 会 社	1,300百万円	100.0%	電子部品等の販売
株 式 会 社 ケ イ テ ィ ー エ ル	450百万円	100.0%	電子部品等の販売
Marubun USA Corporation	US\$ 1,500千	100.0%	Marubun/Arrow USA, LLC.(電子部品 等の販売会社)を保有する持株会社
Marubun/Arrow Asia, Ltd. (注) 2	US\$ 7,202千	50.0%	Marubun/Arrow (S) Pte Ltd.および Marubun/Arrow (HK) Ltd.(電子部品 等の販売会社)を保有する持株会社
Marubun/Arrow (S) Pte Ltd. (注) 3	US\$ 3,639千	50.0%	電子部品等の販売
Marubun/Arrow (HK) Ltd. (注) 3	US\$ 4,490千	50.0%	電子部品等の販売

(注) 1. 議決権比率は、間接所有を含めた数値であります。

2. 持分は100分の50以下であります。実質的に支配している状況から子会社としたものであります。

3. Marubun/Arrow Asia, Ltd.の100%子会社であります。

4. 当社の連結子会社は、平成30年3月31日現在、上記に記載した重要な子会社を含め、国内6社および海外13社の計19社です。

(4) 対処すべき課題

当社グループが属するエレクトロニクス業界は、ここ数年の大きな流れとして、M&Aによる世界的な半導体メーカーの勢力地図の塗り替わりが続いています。また先端技術のイノベーションは絶え間なく進んでおり、IoTをはじめとした複合技術の深化や自動運転技術を搭載した自動車の開発、ウェアラブルデバイスやロボットを活用した医療・介護サービスの導入など、従来にはなかった市場が立ち上がってきております。

このような状況のなか、当社は、2019年3月期を最終年度とする中期経営計画で、基本方針として、「業界再編への対応、キャッチアップ」、「イノベーションへの積極投資による新規事業創造」、「資本効率の向上」を掲げ、収益性と効率性の向上により早期に「ROE 8 %以上を達成」することを目指しております。具体的な取り組みは以下の通りです。

① ベースビジネスの強化

アナログ、ワイヤレスなどのキーデバイス毎の販売体制の強化と、当社が得意とする電源やセンサー、車載分野でのソリューション提案の推進により、顧客シェアの一層の拡大を図ります。また産業機器組込み用レーザの拡販や計測器の校正サービスの拡充による収益基盤の強化に取り組みます。

② 成長市場での事業強化

自動車、産業機器、医療、情報通信、IoTなど成長が期待される分野において、お客様の設計・開発期間の短縮や最終製品の市場競争力の向上につながる商材・ソリューションの提案、コンサルティングサービスの提供により、他社との差別化、プレゼンスの向上に取り組みます。

③ 新規商材の事業化推進

斬新でユニークな技術をもつ商材の発掘に注力し、必要に応じて資金や人材を投入してサプライヤの支援、育成に取り組みます。また新規商材の事業化を専門に推進する組織が、プレマーケティングから販売、アフターフォローまで一貫してサポートし、加えて品質管理体制を確立することで、早期事業化を推進します。

④ エンジニアリングサービスの拡充

顧客ニーズに基づく装置のカスタマイズ化や当社独自のシステムインテグレーションサービスの提供により、付加価値の向上に取り組んでまいります。併せて、専門性の高い人材の確保と育成に努め、さらなる技術力の向上、保守・メンテナンス機能の拡充を図ってまいります。

⑤ グローバル展開の加速

50拠点を超える販売ネットワークと、米国アロー・エレクトロニクス社との提携によりあらゆる商材を世界規模で取り扱うことができる優位性を最大限に活かし、グローバルな事業の拡大に取り組みます。各地域の市場動向や日系企業の進出状況を注視しながら、拠点進出や再配置を迅速かつフレキシブルに行います。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、集積回路を中心とした半導体や電子応用機器等の国内外のエレクトロニクス商品の仕入販売を主な事業とした商社であります。

事業別の主要取扱商品は次のとおりです。

事業区分	主要取扱商品
デバイス事業	半導体（アナログIC、標準ロジックIC、メモリーIC、マイクロプロセッサ、特定用途IC、カスタムIC）、電子部品（ディスプレイパネル、タッチパネル、水晶振動子、コネクタ、プリント基板、モジュール等）
システム事業	航空宇宙機器、試験計測機器、科学機器、レーザ機器、医用機器

(6) 主要な事業所 (平成30年 3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都中央区
中 部 支 社	愛知県名古屋市中村区
関 西 支 社	大阪府大阪市中央区
大 宮 支 店	埼玉県さいたま市大宮区
立 川 支 店	東京都立川市
北 陸 営 業 所	石川県白山市
長 野 営 業 所	長野県長野市
三 島 サ テ ラ イ ト オ フ ィ ス	静岡県駿東郡
広 島 サ テ ラ イ ト オ フ ィ ス	広島県福山市
九 州 サ テ ラ イ ト オ フ ィ ス	福岡県福岡市博多区
宇 都 宮 カ ー エ レ ク ト ロ ニ ク ス オ フ ィ ス	栃木県宇都宮市
南 砂 テ ク ニ カ ル セ ン タ ー	東京都江東区
東 日 本 物 流 セ ン タ ー	千葉県山武郡
南 砂 物 流 セ ン タ ー	東京都江東区

② 子会社

名 称	所 在 地
丸 文 通 商 株 式 会 社	石川県金沢市
丸 文 セ ミ コ ン 株 式 会 社	東京都港区
丸 文 ウ エ ス ト 株 式 会 社	兵庫県神戸市中央区
株 式 会 社 フ ォ ー サ イ ト テ ク ノ	東京都江東区
株 式 会 社 北 信 理 化	長野県長野市
株 式 会 社 ケ イ テ ィ ー エ ル	東京都江東区
Marubun USA Corporation	San Mateo, California, U.S.A.
Marubun Taiwan, Inc.	Taipei, Taiwan
Marubun Semicon (H.K.) Ltd.	Cheung Sha Wan, Hong Kong, China
Marubun Semicon (S) Pte.Ltd.	Kim Yam Road, Singapore
Marubun/Arrow Asia, Ltd.	British Virgin Islands
Marubun/Arrow (S) Pte Ltd.	Beach Road, Singapore
Marubun/Arrow (HK) Ltd.	Kowloon, Hong Kong, China
Marubun Arrow (Thailand) Co.,Ltd.	Bangkok, Thailand
Marubun/Arrow (Phils) Inc.	Laguna, Philippines
Marubun/Arrow (Shanghai) Co.,Ltd.	Shanghai, China
Marubun Arrow (M) SDN BHD.	Penang, Malaysia
Marubun/Arrow (Shenzhen) Electronic Product Consulting Co.,Ltd.	Shenzhen, China
PT.Marubun Arrow Indonesia	Jawa Barat, Indonesia

(注) Marubun Semicon (Shanghai) Co.,Ltd.は、清算手続き中のため上記子会社には含めておりません。

(7) 使用人の状況 (平成30年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
デバイス事業	688名	30名減
システム事業	527名	11名増
全社（共通）	166名	3名増
合計	1,381名	16名減

(注) 1. 全社（共通）として記載されている使用人は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
2. 使用人数にはパートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
670名	1名減	41.6歳	14.8年

(注) 1. 使用人数には、当社から関係会社等社外への出向者（33名）を除き、当社への出向者（3名）を含んでおります。
2. 使用人数にはパートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。
3. 平均年齢および平均勤続年数は、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成30年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	25,119百万円
株式会社みずほ銀行	10,636百万円

(注) 平成30年4月1日付で、株式会社三菱東京UFJ銀行は、商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

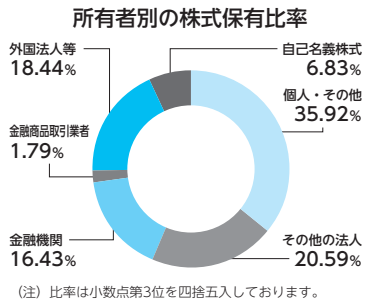
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は平成30年5月8日開催の取締役会において、当社連結子会社である丸文セミコン株式会社が営む日本サムスン株式会社の販売特約店事業を、平成30年10月1日付で株式会社トーマンデバイスに譲渡すること、および同じく当社連結子会社である株式会社ケイティーエルを、平成30年10月1日付で当社が吸収合併することを決議いたしました。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 100,000,000株
- ② 発行済株式の総数 28,051,200株
(うち、自己株式1,915,911株)
- ③ 株主数 4,948名
- ④ 大株主（上位10名）



株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ARROW ELECTRONICS, INC. 590000 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	2,350千株	8.99%
一 般 財 団 法 人 丸 文 財 団	2,304千株	8.82%
堀 越 毅 一	2,059千株	7.88%
株 式 会 社 千 葉 パ ブ リ ッ ク ゴ ル フ コ ー ス	1,399千株	5.35%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	853千株	3.26%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	813千株	3.11%
合 同 会 社 堀 越	800千株	3.06%
堀 越 裕 史	766千株	2.93%
堀 越 浩 司	742千株	2.84%
堀 越 百 子	602千株	2.30%

(注) 1. 当社は、自己株式を1,915,911株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第3位を四捨五入して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	水 野 象 司	監査室、法務部、内部統制 および 安全保障輸出管理 担当
代表取締役副社長	岩 元 一 明	総務本部、管理本部、ICT統轄本部 および 関係会社管理 担当 兼 管理本部長
常 務 取 締 役	藤 野 聡	関係会社営業 担当 兼 営業統轄本部長、営業推進本部長 および デマンドクリエーション本部長 Marubun/Arrow Asia,Ltd. CEO、Marubun Taiwan, Inc. 董事長
取 締 役	飯 野 亨	営業統轄副本部長 兼 システム営業本部長
取 締 役	小 松 康 夫	株式会社ケイティーエル 代表取締役社長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	渡 邊 泰 彦	株式会社小松ストアー 社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	本 郷 尚	株式会社タクトコンサルティング 会長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	茂 木 義 三 郎	一般社団法人日英協会 専務理事

- (注) 1. 監査等委員である取締役 渡邊泰彦氏、本郷 尚氏および茂木義三郎氏の各氏は社外取締役であります。また、渡邊泰彦氏および茂木義三郎氏の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査等委員である取締役 渡邊泰彦氏および茂木義三郎氏は、金融機関での長年の業務経験や事業会社等での経営者としての経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員である取締役 本郷 尚氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員会設置会社の下、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 監査等委員である取締役 茂木義三郎氏は、平成29年6月15日付で公益財団法人三菱財団の常務理事を、平成29年11月30日付で公益財団法人助成財団センターの理事を退任いたしました。
6. 上記の表に記載のほか、当事業年度に係る役員の重要な兼職の状況は、以下のとおりであります。
- ・取締役 水野象司氏は、一般財団法人丸文財団の理事長を兼務しております。
 - ・取締役 岩元一明氏は、丸文通商株式会社、丸文セミコン株式会社および株式会社ケイティーエルの取締役を兼務しております。
 - ・取締役 藤野 聡氏は、丸文セミコン株式会社および株式会社ケイティーエルの取締役を兼務しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるとともに、社外取締役として優秀な人材を迎えることができるよう、当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

③ 取締役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取締役（監査等委員を除く）	5名	125百万円
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ） （うち社外取締役）	3名 (3名)	27百万円 (27百万円)
合 計	8名	153百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第68回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額400百万円以内（使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役について年額100百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と の 関 係
取 締 役 (監査等委員)	渡 邊 泰 彦	株式会社小松ストアー 社外取締役	特別の関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	本 郷 尚	株式会社タクトコンサルティング 会長	特別の関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	茂 木 義三郎	公益財団法人三菱財団 常務理事 公益財団法人助成財団センター 理事 一般社団法人日英協会 専務理事	特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 の 状 況
取 締 役 (監査等委員)	渡 邊 泰 彦	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査等委員会5回のうち5回に出席し、経営全般にわたる豊富な経験や見識に基づき、適宜発言を行いました。
取 締 役 (監査等委員)	本 郷 尚	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査等委員会5回のうち5回に出席し、税理士としての専門的な見地や他業界での豊富な経験に基づき、適宜発言を行いました。
取 締 役 (監査等委員)	茂 木 義三郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査等委員会5回のうち5回に出席し、他業界の経営者としての豊富な経験や見識に基づき、適宜発言を行いました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうちMarubun USA CorporationおよびMarubun/Arrow Asia,Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、会計監査人による適正な職務の執行が困難と認められる場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役および使用人が法令および定款を遵守し、倫理観をもって活動するために、各人が取るべき行動の基準を示した「企業行動憲章」および「行動規範」を定めます。

ロ. 社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制全般およびコンプライアンス、リスク管理等に関わる基本方針の審議ならびに管理統轄を行います。

ハ. コンプライアンスを主管する部署として法務部を設置し、「行動規範」や関係法令に基づく活動が適正に行われるための教育・指導を行います。

ニ. 不正・違法・反倫理的行為に関して従業員等が直接報告・相談できる通報窓口を設置し、「内部通報規程」に基づき運用を行います。

ホ. 反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては、警察や弁護士と連携し、毅然とした態度で臨みます。

ヘ. 監査等委員は、当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、業務執行取締役に対し助言または勧告を行います。

ト. 内部監査部門として執行部門から独立した監査室を設置します。

監査室は「内部監査規程」に基づき、内部監査を行い、その結果を社長および監査等委員会に対して報告します。

(運用状況)

・内部統制委員会を、当事業年度中に6回開催し、内部統制全般およびコンプライアンス、リスク管理等に関わる基本方針や関連規程の審議ならびに整備運用状況のモニタリング等の管理統轄を行いました。

- ・法務部は取締役会に、「企業行動憲章」および「行動規範」の実践状況を含むコンプライアンスに関する整備・運用状況を報告しています。
- ・全社員を対象とするコンプライアンス教育を実施し、「企業理念」、「企業行動憲章」、「行動規範」への理解を促進すると同時に、法令や社内規程の遵守を徹底しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ. 株主総会および取締役会、経営会議等の重要な会議の意思決定に関わる記録や「職務権限規程」に基づき各取締役が決裁した文書、その他取締役の職務執行に係る情報を、「文書管理規程」に基づき適切に保存、管理し、取締役が随時閲覧可能な状態を維持します。
- ロ. 情報の管理については、「情報セキュリティ管理規程」に基づき適切に管理し、情報資産を保護します。
(運用状況)
 - ・「取締役会規則」や「文書管理規程」に基づき、重要な意思決定に関わる記録や文書等を適切に保存、管理しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク管理の基礎として「リスク管理規程」を制定し、適切にリスクを管理するための体制を整備します。
- ロ. 経営企画部が全社のリスク管理活動を取りまとめ、個々のリスクについては、各担当部署において規程やマニュアル等を整備し、運用します。
- ハ. 重大なリスクが顕在化したときは、「危機管理規程」に基づき、対策本部を設置し、損失の拡大を防ぐよう迅速かつ適切に対処します。
(運用状況)
 - ・「リスク管理規程」に基づき、経営企画部が中心となりリスクの抽出、評価、管理計画、レビュー等を取りまとめ、内部統制委員会で進捗確認や是正指示を行い、リスクへの対応を図っています。
 - ・経営企画部は取締役会に、リスク管理に関する整備・運用状況を報告しています。

- ・大規模災害時における危機管理体制を強化するため、事業継続計画に基づき各種訓練や備蓄品の整備を実施しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、執行決定を行います。
- ロ. 当社の経営の基本方針および経営戦略に関わる重要事項については、社長をはじめとする複数の業務執行取締役によって構成される経営会議において審議を行います。経営会議は原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。
- ハ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任と権限を定め、効率化を図ります。
- ニ. 年度予算を策定し、取締役会はこれに基づく業績管理を行い、適正かつ効率的に経営活動を行います。

(運用状況)

- ・取締役会を当事業年度中に13回開催し、執行の決定や報告、業績管理を行いました。また経営会議は当事業年度中24回開催し、重要事項の審議を行いました。
- ・機関設計として監査等委員会設置会社を採用することで、取締役会では法令および定款に定められた事項や株主総会の決議により委任された事項、その他経営上の重要な事項について審議を行うこととし、その他の業務執行に係る事項の決定を取締役社長以下に権限委任し、取締役会運営の効率化を図っています。

⑤ 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. グループ全体に適用する「企業行動憲章」を定め、企業集団としての業務の適正を確保するとともに法令および定款の遵守を徹底します。
- ロ. グループの内部統制を管理統轄する担当取締役を選任し、改善を推進します。
- ハ. 子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による管理を行います。

- ニ、各子会社において年度予算を策定し、定期的に予算と実績との差異分析を行うことにより管理統制を行います。
- ホ、コンプライアンス・リスク管理体制については、子会社各社の状況に応じて体制を整備し、個々のリスクに対する対応策を検討、実施します。
- ヘ、子会社各社は、定期的に取り締役会を開催するほか、業務執行については、「業務分掌規程」や「職務権限規程」等の規程において、それぞれの責任者およびその責任と権限を定めて職務の効率化を図ります。また、株主総会や取締役会等の重要な会議の議事録や決裁した文書など取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」や「情報セキュリティ管理規程」等の規程に基づき適切に保存、管理します。
- ト、監査等委員は、子会社の監査役と連携し、必要に応じて子会社の業務および財産の状況を調査します。
- チ、当社監査室は、「内部監査規程」に基づき子会社の内部監査を実施します。

(運用状況)

- ・グループ各社でコンプライアンス研修を継続的に実施し、法令および定款の遵守を徹底しています。
- ・「関係会社管理規程」に基づき、子会社が行う所定の案件については、当社が決裁または報告を受け、管理統制しています。
- ・リスク管理は、子会社各社でリスクの抽出、評価、管理を行い、その結果を経営企画部が取りまとめ、内部統制委員会で定期的に進捗確認を行っています。
- ・法務部および経営企画部は取締役会に、子会社におけるコンプライアンスおよびリスク管理に関する整備・運用状況を報告しています。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保および取締役からの独立性に関する事項

- イ、監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の求めに応じ、その職務を補助する使用人を配置します。
- ロ、監査等委員会事務局は、監査等委員会および監査等委員がその職務の遂行上必要とする事項について、監査等委員の指示に従い職務を行います。

ハ、監査等委員会事務局に所属する使用人の人事異動、人事評価および懲戒については監査等委員会に報告の上、監査等委員会の意見を尊重して決定します。

(運用状況)

- ・監査等委員会を補助する体制として監査等委員会事務局を設置して事務局長を配置し、監査等委員の指示に従い職務を行いました。

⑦ 監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ、取締役および使用人は、重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実が発生したときまたは発生する恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告を行います。また、監査等委員会は必要に応じいつでも取締役および使用人に対し報告を求めることができるものとします。

ロ、監査等委員会は「監査等委員会監査基準」に基づき内部統制システムの構築・運用状況について定期的に報告を受け、また重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、監査等委員は取締役会その他重要な会議に出席し、関係文書を閲覧できるものとします。

ハ、当社および子会社の取締役および使用人が通報・相談をすることができる通報窓口を設置します。また、その内容が法令・定款違反等の恐れのある場合には、通報窓口責任者が監査等委員会に報告します。

ニ、「内部通報規程」において、内部通報窓口に通報した者が解雇その他の不当な取扱いを受けないことを定め、運用の徹底を図ります。

ホ、監査室は、監査計画および実施した内部監査の結果を監査等委員会に報告します。

(運用状況)

- ・取締役または使用人は重大な法令・定款違反もしくは不正行為等の事実が発生したときまたは発生する恐れのある事実を発見した場合には、監査等委員会に報告する仕組みとしています。
- ・監査室は、定期的に監査等委員会に監査計画および内部監査の結果を報告しています。
- ・法務部は取締役会に、「内部通報規程」に基づく内部通報の運用状況を報告しています。

⑧ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員会と代表取締役社長は定期的に意見交換を行います。

また、監査等委員会と監査室および会計監査人は定期的および必要に応じて会合を持ち、監査の実効性の向上を図ります。

ロ. 監査等委員会または監査等委員が、その職務の遂行上必要な費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、会社は速やかに当該費用または債務を処理します。

(運用状況)

- ・監査等委員は定期的に、代表取締役社長および会計監査人と会合を持ち、適宜報告や意見交換を行っています。
- ・子会社等への監査に際して必要な旅費等は、会社の費用として処理しています。

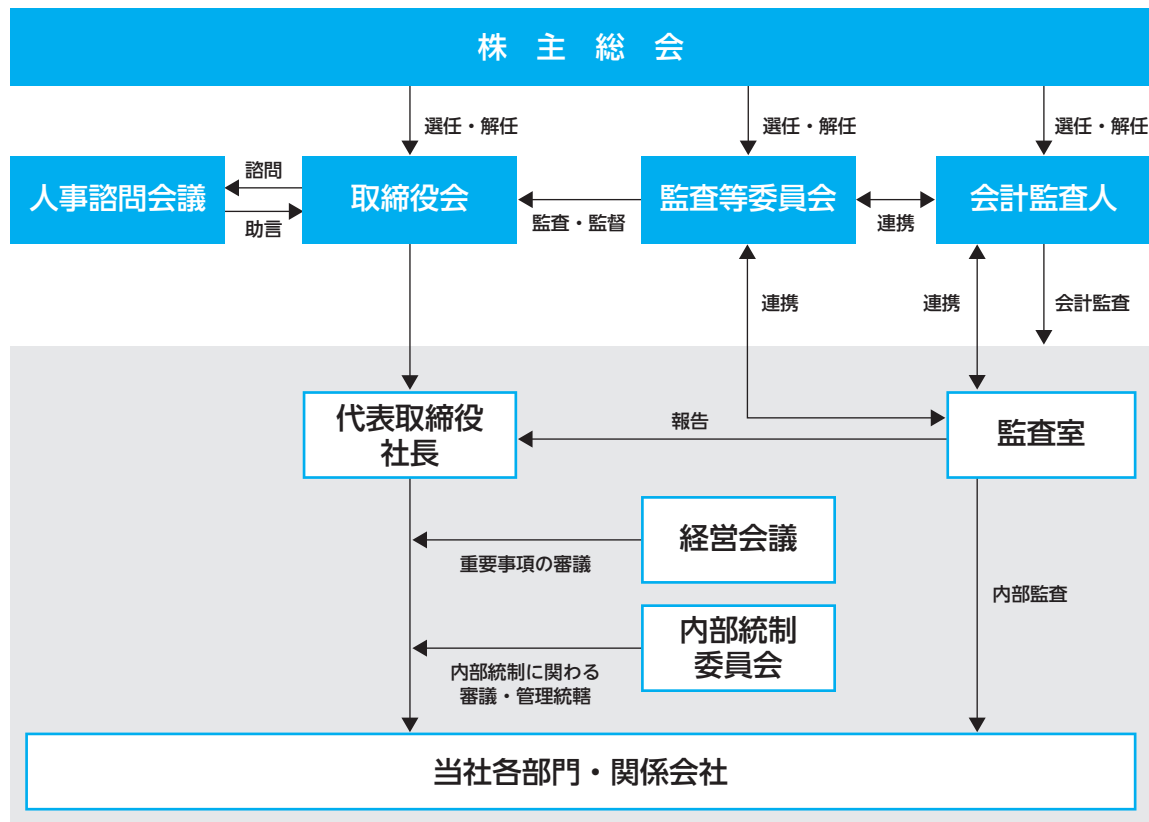
⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制管理規程」を定め、内部統制システムを整備し、運用する体制を構築します。また、その有効性を定期的に評価し、必要な是正・改善を行うことで、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保します。

(運用状況)

- ・「財務報告に係る内部統制管理規程」に基づき、社長を統括責任者とした財務報告に係る内部統制システムを整備、運用、評価する体制を構築しています。その有効性は、内部統制委員会で報告、評価し、必要に応じて是正指示が行われています。

(ご参考) コーポレートガバナンス体制の模式図



(6) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	123,322	流動負債	75,765
現金及び預金	13,989	支払手形及び買掛金	37,247
受取手形及び売掛金	54,593	短期借入金	34,687
電子記録債権	6,227	1年内返済予定の長期借入金	112
商品及び製品	44,987	リース債務	34
仕掛品	126	未払法人税等	495
繰延税金資産	1,024	賞与引当金	1,044
その他	2,386	資産除去債務	27
貸倒引当金	△13	その他	2,114
固定資産	12,474	固定負債	10,854
有形固定資産	3,529	長期借入金	8,875
建物及び構築物	1,351	リース債務	62
機械装置及び運搬具	0	退職給付に係る負債	1,388
工具、器具及び備品	459	役員退職慰労引当金	108
土地	1,618	資産除去債務	175
リース資産	48	その他	243
建設仮勘定	52		
無形固定資産	1,601	負債合計	86,619
のれん	336	純資産の部	
その他	1,264	株主資本	41,596
投資その他の資産	7,342	資本金	6,214
投資有価証券	3,634	資本剰余金	6,353
繰延税金資産	85	利益剰余金	30,659
その他	4,080	自己株式	△1,630
貸倒引当金	△457	その他の包括利益累計額	1,439
資産合計	135,796	その他有価証券評価差額金	726
		繰延ヘッジ損益	△29
		為替換算調整勘定	678
		退職給付に係る調整累計額	63
		非支配株主持分	6,140
		純資産合計	49,177
		負債純資産合計	135,796

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		347,508
売上原価		326,346
売上総利益		21,161
販売費及び一般管理費		17,390
営業利益		3,771
営業外収益		
受取利息	67	
受取配当金	46	
持分法による投資利益	397	
為替差益	1,156	
雑収入	104	1,773
営業外費用		
支払利息	659	
貸倒引当金繰入額	365	
売上割引	176	
雑損失	125	1,327
経常利益		4,218
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	4	6
特別損失		
固定資産除売却損	53	
減損損失	19	
投資有価証券評価損	171	
特別退職金	38	
その他	28	311
税金等調整前当期純利益		3,912
法人税、住民税及び事業税	885	
法人税等調整額	487	1,373
当期純利益		2,539
非支配株主に帰属する当期純利益		461
親会社株主に帰属する当期純利益		2,077

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	6,214	6,353	29,206	△1,630	40,143		
当期変動額							
剰余金の配当			△653		△653		
親会社株主に帰属する当期純利益			2,077		2,077		
自己株式の取得				△0	△0		
連結範囲の変更			29		29		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	1,453	△0	1,453		
当期末残高	6,214	6,353	30,659	△1,630	41,596		

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	696	6	792	68	1,563	5,843	47,550
当期変動額							
剰余金の配当							△653
親会社株主に帰属する当期純利益							2,077
自己株式の取得							△0
連結範囲の変更							29
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	30	△35	△113	△5	△124	297	173
当期変動額合計	30	△35	△113	△5	△124	297	1,627
当期末残高	726	△29	678	63	1,439	6,140	49,177

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表（平成30年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	72,840	流動負債	44,861
現金及び預金	2,525	支払手形	219
受取手形	603	買掛金	13,179
電子記録債権	3,962	短期借入金	29,428
売掛金	26,903	リース債務	4
商品	32,767	未払金	892
前払費用	37	未払費用	196
繰延税金資産	710	未払法人税等	165
未収消費税等	170	前受金	13
関係会社短期貸付金	4,000	預り金	47
その他	1,160	賞与引当金	646
貸倒引当金	△0	その他	65
固定資産	10,674	固定負債	9,705
有形固定資産	2,295	長期借入金	8,500
建物	986	リース債務	10
構築物	3	退職給付引当金	937
機械及び装置	0	資産除去債務	106
工具、器具及び備品	362	その他	150
土地	920	負債合計	54,567
リース資産	15	純資産の部	
建設仮勘定	7	株主資本	28,568
無形固定資産	1,143	資本金	6,214
ソフトウェア	270	資本剰余金	6,353
その他	873	資本準備金	6,351
投資その他の資産	7,235	その他資本剰余金	2
投資有価証券	2,800	利益剰余金	17,631
関係会社株式	3,511	利益準備金	1,553
繰延税金資産	157	その他利益剰余金	16,077
その他	1,169	繰越利益剰余金	16,077
貸倒引当金	△404	自己株式	△1,630
資産合計	83,514	評価・換算差額等	378
		その他有価証券評価差額金	407
		繰延ヘッジ損益	△28
		純資産合計	28,947
		負債純資産合計	83,514

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		227,892
売上原価		217,474
売上総利益		10,417
販売費及び一般管理費		9,351
営業利益		1,065
営業外収益		
受取利息	53	
受取配当金	405	
為替差益	985	
雑収入	150	1,594
営業外費用		
支払利息	538	
貸倒引当金繰入額	365	
売上割引	174	
雑損失	85	1,163
経常利益		1,496
特別利益		
投資有価証券売却益	4	4
特別損失		
固定資産除却損	16	
投資有価証券評価損	171	
その他	0	187
税引前当期純利益		1,313
法人税、住民税及び事業税	164	
法人税等調整額	324	488
当期純利益		824

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	6,214	6,351	2	6,353	1,553	15,906	17,459	△1,630	28,397
当期変動額									
剰余金の配当						△653	△653		△653
当期純利益						824	824		824
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	171	171	△0	171
当期末残高	6,214	6,351	2	6,353	1,553	16,077	17,631	△1,630	28,568

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	468	6	474	28,872
当期変動額				
剰余金の配当				△653
当期純利益				824
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△60	△35	△96	△96
当期変動額合計	△60	△35	△96	75
当期末残高	407	△28	378	28,947

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

丸文株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 海 野 隆 善 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐々木 浩一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸文株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸文株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

丸文株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 海 野 隆 善 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 浩一郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸文株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月17日

丸文株式会社 監査等委員会

監査等委員長 渡 邊 泰 彦 ㊞

監 査 等 委 員 本 郷 尚 ㊞

監 査 等 委 員 茂 木 義三郎 ㊞

- (注) 監査等委員長渡邊泰彦、監査等委員本郷尚及び監査等委員茂木義三郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への継続的な利益還元を基本としたうえで、業績に応じ積極的に利益還元を行うよう業績連動型の配当方式を採用し、配当性向を重視して決定しております。配当額は、連結配当性向30%以上を目安として決定していく方針であります。

また、当社は、平成29年7月1日に設立70周年を迎えました。つきましては、これまでの株主の皆様への感謝の意を表すため、普通配当15円に設立70周年記念配当5円を加え、当期の期末配当は1株につき20円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円

(普通配当15円、設立70周年記念配当5円)

配当総額 522,705,780円

なお、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、普通株式1株につき30円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月28日といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成27年法律第73号）が平成27年9月30日に施行され、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区分が廃止（平成30年9月29日までは、経過措置として改正前の特定労働者派遣事業を営むことが可能）となり、労働者派遣事業に統一されましたので、現行定款第2条（目的）の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております）

現 行 定 款	変 更 案
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～8. （条文省略） 9. 特定労働者派遣事業 10. ～13. （条文省略）	（目的） 第2条 （現行どおり） 1. ～8. （現行どおり） 9. 労働者派遣事業 10. ～13. （現行どおり）

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当 社 に お け る 地 位 等		取締役会 出席率
1	再任 みずのしょうじ 水野 象司	代表取締役社長	監査室、法務部、内部統制 および 安全保障輸出管理 担当 兼 営業統轄本部長	100%
2	再任 いわもと かずあき 岩元 一明	代表取締役副社長	総務本部、管理本部、ICT統轄本部 および 関係会社管理 担当 兼 管理本部長	100%
3	再任 いいの とおる 飯野 亨	常務取締役	関係会社システム事業 担当 兼 営業統轄副本部長	100%
4	再任 ふじの さとし 藤野 聡	常務取締役	関係会社デバイス事業 担当 兼 営業統轄副本部長	100%
5	再任 こまつ やすお 小松 康夫	取締役	—	100%

候補者番号 1 みずのしょうじ 水野 象司 (昭和30年2月28日生)

略歴、当社における地位および担当

昭和52年 4月	当社入社	平成25年 6月	当社代表取締役社長(現任)
平成 9年 6月	当社取締役		当社監査室担当(現任)
平成17年 3月	丸文セミコン(株)代表取締役社長		当社法務部担当(現任)
平成20年 4月	当社常務取締役		当社内部統制担当(現任)
平成23年 6月	当社代表取締役専務取締役		当社安全保障輸出管理担当(現任)
平成24年 1月	当社代表取締役副社長	平成26年 4月	当社営業統轄本部長
		平成26年 6月	一般財団法人丸文財団理事長(現任)
		平成30年 4月	当社営業統轄本部長(現任)

重要な兼職の状況

一般財団法人丸文財団 理事長

取締役候補者とした理由

水野象司氏は、当社入社以来デバイス事業に従事し、当社取締役に就任後も、取引先との関係強化や海外事業の拡大を推進してきました。またグループ会社の代表取締役を経て、当社代表取締役社長を務めるなど経営者として豊富な経験と実績を有しています。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、当社および当社グループの経営を指揮する責任者として同氏が適任であると判断し、取締役候補者としてしました。

再任

- 所有する当社の株式数
33,944株
- 取締役在任年数
21年
- 取締役会出席回数
13回中13回

2
候補者番号

いわもと かず あき
岩元 一明

(昭和29年7月26日生)

略歴、当社における地位および担当

平成15年 7月	(株)東京三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 理事	平成24年 1月	当社関係会社管理担当(現任)
平成18年 6月	当社取締役	平成24年 6月	当社業務本部担当 当社ICT統轄本部担当(現任)
平成19年 4月	当社常務取締役 当社管理本部長(現任)	平成25年 4月	当社業務改革推進室担当
平成22年 1月	丸文セミコン(株)取締役(現任)	平成25年 6月	当社代表取締役副社長(現任) 当社総務本部担当(現任)
平成22年 2月	丸文通商(株)取締役(現任)		当社管理本部担当(現任)
平成22年 4月	当社専務取締役	平成28年 4月	(株)ケイティーエル取締役(現任)
平成23年 6月	当社代表取締役専務取締役		

重要な兼職の状況

丸文通商株式会社 取締役
丸文セミコン株式会社 取締役
株式会社ケイティーエル 取締役

取締役候補者とした理由

岩元一明氏は、当社入社以来、当社および当社グループの内部統制や総務・人事・財務経理・経営企画・IT部門の責任者を歴任し当社の管理部門を統轄してきました。また、当社代表取締役副社長としてグループ全体の内部統制やコーポレートガバナンスの強化に取り組むなど豊富な経験と実績を有しています。

当社は当社および当社グループの経営管理全般およびコーポレートガバナンスや内部統制の強化の推進に同氏が適任であると判断し、取締役候補者とししました。

再任

- 所有する当社の株式数
13,000株
- 取締役在任年数
12年
- 取締役会出席回数
13回中13回

3
候補者番号

いいの
飯野

とおる
亨

(昭和34年3月7日生)

略歴、当社における地位および担当

昭和60年 6月	当社入社	平成29年 6月	当社取締役
平成25年 4月	当社システム営業本部長		当社営業統轄副本部長(現任)
平成27年 4月	当社執行役員システム営業本部長	平成30年 4月	当社常務取締役(現任)
			当社関係会社システム事業担当(現任)

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

飯野 亨氏は、当社入社以来システム事業に従事し、システム事業全般の責任者を務めました。また、当社取締役として、グループ全体のシステム事業を統轄し、事業拡大や取引先との関係強化を図るなど、豊富な経験と実績を有しています。

当社は、収益性の向上と事業拡大に向けた当社および当社グループの事業戦略の推進に同氏が適任であると判断し、取締役候補者としてしました。

再任

■所有する当社の株式数
1,300株

■取締役在任年数
1年

■取締役会出席回数
10回中10回

4
候補者番号

ふじの
藤野 聡

（昭和39年1月22日生）

略歴、当社における地位および担当

昭和61年 4月	当社入社	平成25年 7月	Marubun Taiwan,Inc. 董事長（現任）
平成13年 4月	Marubun/Arrow(S) Pte Ltd. COO	平成26年 4月	当社営業統轄副本部長 当社デマンドクリエーション 本部長（現任）
平成14年 1月	Marubun/Arrow (HK) Ltd. COO	平成28年 4月	当社営業統轄本部長 （株）ケイティーエル取締役（現任）
平成16年 4月	Marubun/Arrow Asia,Ltd. CEO	平成30年 4月	当社関係会社デバイス事業担 当（現任）
平成19年 6月	当社取締役		当社営業統轄副本部長（現任）
平成24年 1月	当社常務取締役（現任）		
平成25年 6月	丸文セミコン(株)取締役（現任） 当社関係会社営業担当		

再任

- 所有する当社の株式数
6,000株
- 取締役在任年数
11年
- 取締役会出席回数
13回中13回

重要な兼職の状況

Marubun Taiwan,Inc. 董事長
丸文セミコン株式会社 取締役
株式会社ケイティーエル 取締役

取締役候補者とした理由

藤野 聡氏は、長年にわたり当社海外事業に従事し、海外グループ会社のCOOやCEOを歴任しました。また当社取締役として、グループ全体のデバイス事業を統轄し、取引先との関係強化や新規事業の拡大に取り組むなど、豊富なグローバル経験と実績を有しています。

当社は競争力の強化に向けた当社および当社グループの事業戦略の推進に同氏が適任であると判断し、取締役候補者としてしました。

5
候補者番号

こ まつ やす お
小松 康夫 (昭和37年6月26日生)

略歴、当社における地位および担当

昭和60年 4月	当社入社	平成22年 4月	丸文セミコン(株)取締役営業本部長
平成17年 1月	Marubun/Arrow (HK) Ltd. COO	平成25年 4月	当社執行役員デバイス営業第1本部長
平成18年 4月	Marubun/Arrow (Shanghai) Co.,Ltd. 出向	平成28年 4月	(株)ケイティーエル常務取締役
平成19年 4月	当社東日本第1本部営業第1部長	平成28年 6月	当社取締役(現任)
平成21年 4月	当社営業第1本部営業第1部長	平成29年 4月	(株)ケイティーエル代表取締役社長(現任)

再任

■所有する当社の株式数
9,500株

■取締役在任年数
2年

■取締役会出席回数
13回中13回

重要な兼職の状況

株式会社ケイティーエル 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

小松康夫氏は、長年にわたり当社デバイス事業に従事し、国内や海外グループ会社の責任者を歴任しました。また当社取締役として、デバイス事業の収益性の向上に向けた事業強化に取り組み、グループ会社の代表取締役社長として経営の指揮を執るなど、豊富な経験と実績を有しています。

当社は、ベースビジネスの強化に向けた事業戦略の推進に同氏が適任であると判断し、取締役候補者としてしました。

- (1) 藤野 聡氏は、Marubun Taiwan,Inc.の董事長を兼務しており、同社は電子部品等の販売において当社との間に売買取引があります。
- (2) 小松康夫氏は、株式会社ケイティーエルの代表取締役社長を兼務しており、同社は電子部品等の販売において当社との間に売買取引があります。
- (3) 上記以外の各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策の導入の件

当社は、平成30年5月8日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、下記のとおり、平成30年6月に開催の当社第71回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において株主の皆様のご承認を得られることを条件に、当社株券等の大量買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定いたしました。つきましては、株主の皆様、本プランの導入のご承認をお願いいたしたいと存じます。

本定時株主総会において、本プランの導入についてご承認いただいた場合の本プランの有効期限は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとします。

なお、本プランの導入を決した取締役会においては、社外取締役監査等委員3名全員が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、全員が本プランの内容に賛同する旨の意見を述べております。

また、平成30年3月31日現在における当社の大株主の状況は、添付資料1「大株主の状況」のとおりであり、現時点において、特定の第三者から当社株券等の大量買付行為を行う旨の提案等を受けている事実はありません。

記

1. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づいて決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う当社株券等の大量買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量買付けが行われる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる当社株券等の大量買付けの中には、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が株券等の大量買付けの内容等について検討し、又は当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも少なくないと想定されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。当社は、上記のような、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない株券等の大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社グループの事業特性と企業価値に関する考え方

当社は、弘化元年（1844年）に呉服問屋として創業し、昭和22年（1947年）7月に、会社組織を再編して丸文株式会社として新たなスタートを切りました。集積回路やレーザ機器をいち早く輸入し国内に紹介するなど、業界の先駆的な存在として道を拓き続け、エレクトロニクス技術を基盤とする産業分野・研究開発分野の礎を築いてまいりました。現在では、世界50拠点でグローバルな活動を展開し、3,000社を超えるお客様に対して500社以上の仕入先の製品・サービスを提供しています。

当社グループは、デバイス事業とシステム事業の2つの事業を展開する「エレクトロニクス商社」です。デバイス事業では主に半導体や電子部品、システム事業ではレーザ機器や医用機器などの電子応用機器を取り扱っており、最先端の製品を世界中から調達して、民生機器や産業機器、自動車関連のメーカーや研究開発機関などに販売しています。当社グループが販売する製品は、スマートフォンやTV、自動車など私たちの身近な製品や病院、工場などで利用される機器やサービスに使われ、社

会の発展を支えています。

創業以来続く「常に時代の一步先を見据え、次のニーズに応える」という「先見」と「先取」の精神の下、当社グループは環境や社会の変化に合わせて最良の商品・情報・サービスを提供することで、企業価値の向上に取り組んでまいりました。その企業価値の源泉は、①長年にわたり培ってきた仕入先・お客様をはじめとする各ステークホルダーとの信頼関係、②高度かつ専門的な知識や深い経験とノウハウ、③単に商品を販売するだけではなく、最新の技術・製品情報の提供やさまざまな製品を組み合わせたソリューション提案力、ハード／ソフト両面での技術サポート、機器の据付・保守・メンテナンスなど、商社の枠を超えた高度なサービス、④豊富な品揃えと、米国の手エレクトロニクス商社であるアロー・エレクトロニクス社と合併で展開している世界規模の販売・物流ネットワーク、⑤活力あふれる企業風土とチャレンジ精神旺盛な人材、にあると考えています。

当社グループは、これからも最新の技術や価値ある商品、サービス、ソリューションを提供し続けるとともに、優秀な人材の採用と育成、健全かつ透明な経営の実践により、当社の企業価値、株主の皆様様の共同の利益の向上に努めてまいります。

2. 中期経営計画に基づく企業価値向上への取り組み

当社グループは中期ビジョンとして「持続的な成長が図れる筋肉質な企業の実現」を掲げ、強固な経営基盤の構築に取り組んでおります。

ここ数年の大きな流れとして、M&Aによる世界的な半導体メーカーの勢力地図の塗り替わりが続いています。また先端技術のイノベーションは絶え間なく進んでおり、IoTをはじめとした複合技術の深化や自動運転技術を搭載した自動車の開発、ウェアラブルデバイスやロボットを活用した医療・介護サービスの導入など、従来にはなかった市場が立ち上がってきております。

この様な状況のなか、当社は、2019年3月期を最終年度とする中期経営計画で、基本方針として、「業界再編への対応、キャッチアップ」、「イノベーションへの積極投資による新規事業創造」、「資本効率の向上」を掲げ、収益性と効率性の向上により早期に「ROE 8 %以上を達成」することを目指しております。具体的な取り組みは以下の通りです。

①ベースビジネスの強化

アナログ、ワイヤレスなどのキーデバイス毎の販売体制の強化と、当社が得意とする電源やセンサー、車載分野でのソリューション提案の推進により、顧客シェアの一層の拡大を図ります。また産業機器組込み用レーザの拡販や計測器の校正サービスの拡充による収益基盤の強化に取り組みます。

②成長市場での事業強化

自動車、産業機器、医療、情報通信、IoTなど成長が期待される分野において、お客様の設計・開発期間の短縮や最終製品の市場競争力の向上につながる商材・ソリューションの提案、コンサルティングサービスの提供により、他社との差別化、プレゼンスの向上に取り組みます。

③新規商材の事業化推進

斬新でユニークな技術をもつ商材の発掘に注力し、必要に応じて資金や人材を投入してサプライヤの支援、育成に取り組みます。また新規商材の事業化を専門に推進する組織が、プレマーケティングから販売、アフターフォローまで一貫してサポートし、加えて品質管理体制を確立することで、早期事業化を推進します。

④エンジニアリングサービスの拡充

顧客ニーズに基づく装置のカスタマイズ化や当社独自のシステムインテグレーションサービスの提供により、付加価値の向上に取り組んでまいります。併せて、専門性の高い人材の確保と育成に努め、さらなる技術力の向上、保守・メンテナンス機能の拡充を図ってまいります。

⑤グローバル展開の加速

50拠点を超える販売ネットワークと、米国アロー・エレクトロニクス社との提携によりあらゆる商材を世界規模で取り扱うことができる優位性を最大限に活かし、グローバルな事業の拡大に取り組みます。各地域の市場動向や日系企業の進出状況を注視しながら、拠点進出や再配置を迅速かつフレキシブルに行います。

3. コーポレートガバナンス機能の強化・充実・取組み

当社は、株主、取引先、社員などすべてのステークホルダーの期待に応え、企業価値の向上を図っていくために、コーポレートガバナンス体制の充実を経営の重要課題のひとつと認識し、透明・公正かつ効率性の高い経営の実践に努めています。このような方針の下、コーポレートガバナンスに関

する基本的な枠組みと方針について定め、その実践を通じて、持続的な成長と企業価値の向上を図るため、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定め、運用しています。また当社は「監査等委員会設置会社」の形態を選択し、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を置くことにより、経営の監督機能を強化するとともに、業務執行権限の相当な部分を取締役に権限委任することで、効率性と機動性の向上を図っています。

今後により一層、経営の健全性・透明性を向上させるべく、コーポレートガバナンス体制の強化に努めてまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン導入の目的

本プランは、上記Ⅰ.「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」記載の基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない当社株券等の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。このような不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反するような株券等の大量買付けを抑止するためには、大量買付けを行う者に対して、当該買付けが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように求めること、大量買付けを行う者が提案する事業及び経営方針が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響を当社取締役会が評価・検討して株主の皆様の判断の参考に供すること、当社取締役会が買付けを行う者との間で当社の事業及び経営の方針等について交渉・協議を行い、当社取締役会としての事業及び経営の方針等に関する代替案を株主の皆様に提示するというプロセスを確保するとともに、場合によっては、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対して回復し難い損害をもたらすことを防止するため、株券等の大量買付けに対する対抗措置を発動することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

以上のことから、当社は、当社株券等に対する大量買付けが一定の合理的なルールに従って行われるよう、株券等の大量買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定するとともに、上記Ⅰ.「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」記載の基本方針に照らして不適切な者によって大量買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを導入することといたしました。

2. 本プランの概要

本プランは、(i)当社の株券等（注1）の特定株式保有者等（注2）の議決権割合（注3）を20%以上とする当社株券等の買付行為又は(ii)結果として特定株式保有者等の議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わないものとします。）若しくは(iii)上記の(i)又は(ii)の行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（注4）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注5）を樹立する行為（注6）（ただし、当該特定の株主と当該他の株主の議決権割合が20%以上となるものに限ります。以下、(i)乃至(iii)の行為を総称して「大量買付行為等」といい、大量買付行為等を行う者を「大量買付者」といいます。）に応じるか否かを株主の皆様適切に判断していただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保するために、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報（下記3.（1）イ「情報の提供」において定義します。）の提供を求め、当該大量買付行為等について評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに独立委員会（詳細については下記3（3）ア「独立委員会の設置」をご参照ください。）の勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為等に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するためのルールを定めております。

また、本プランにおいては、当社取締役会が、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合又は独立委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を

行った場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様意思に委ねることとしております。

大量買付者は、大量買付ルールに従って、当社取締役会又は株主総会において対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大量買付行為等を開始することができないものとします。

なお、本プランの手続の流れについては、添付資料2「本プランの概要」をご参照ください。

(注) 1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

2. (i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下、同様とします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下、同様とします。）又は、(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、その方法を問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいいます。）を意味します。
3. 議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済株式総数（ただし、議決権のある株式に限ります。）から、有価証券報告書又は四半期報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の単元未満株式数及び有価証券報告書、四半期報告書又は自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式数（ただし、単元未満株式数を除きます。）を減じた株式数（ただし、単元未満株式数を除きます。）を、1単元の株式数で除した数とします。
4. 複数である場合を含みます。以下、(iii)において同様とします。
5. 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバ

ティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

6. 上記(iii)所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該(iii)の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

3. 大量買付ルールの内容

(1) 大量買付者に対する情報提供の要請

ア 買付意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為等を行おうとする場合には、まず、当社取締役会に対して、大量買付者の氏名又は名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先等の大量買付者の基本情報、大量買付者が提案する大量買付行為等の概要及び大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した買付意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を当社所定の書式により、日本語で提出していただくこととします。

イ 情報の提供

当社取締役会は、意向表明書を受領した後10営業日以内に、株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供していただく情報（以下「大量買付情報」といいます。）のリストを大量買付者に交付し、大量買付者には、速やかに当該リストに記載された情報を当社所定の書式にて、日本語で提供していただくこととします。提供を求める大量買付情報の項目は下記①乃至⑨のとおりです。

- ① 大量買付者及びそのグループ（特定株式保有者等、利害関係者及び組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含みます。以下、同様とします。）の概要（具体的な名称、事業内容、資本構成及び財務内容等を含みます。）
- ② 大量買付行為等の目的、方法及び内容（対象となる株券等の種類及び数、対価の種類及び価額、実施時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実行の蓋然性並びに大量買付行為等

後に当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。)

- ③ 大量買付行為等に際しての第三者との間の意思連絡の有無及び意思連絡がある場合にはその内容
- ④ 大量買付行為等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定機関の情報、算定に用いた数値情報及び一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等を含みます。)
- ⑤ 大量買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。)
- ⑥ 大量買付行為等後に意図する当社及び当社グループの事業計画を含む経営方針、資本政策、配当政策及び財務政策
- ⑦ 大量買付行為等後における顧客、取引先及び当社従業員等その他当社のステークホルダーに対する対応方針
- ⑧ 当社の大量買付者以外の株主の皆様との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、独立委員会に対する諮問を経て、大量買付者から提供された大量買付情報が、大量買付者が行おうとする大量買付行為の内容等を検討するために不十分であると判断した場合には、大量買付者に対して、適宜回答期限を定めて追加情報を提供するように求めることができるものとします。

また、当社取締役会は、本検討期間（下記(2)「当社取締役会における大量買付行為等の検討等」において定義するものとします。）開始後に、大量買付者が、大量買付情報を要求した前提となる大量買付行為等の内容を変更した場合には、当該変更後の大量買付行為等に係る大量買付情報の提供を求めることができるものとします。

なお、当社取締役会は、大量買付行為等の提案があった事実及び大量買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適時適切に開示を行います。また、当社取締役会は、大量買付者による大量買付情報の提供が完了したと合理的に判断されるときは、

その旨並びに下記(2)の本検討期間の始期及び終期を大量買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、適時適切に開示を行います。

(2) 当社取締役会における大量買付行為等の検討等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大量買付者から受領した大量買付情報及び当社取締役会が独自に入手した情報等に基づいて、大量買付者による大量買付行為等が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを評価・検討し、必要に応じて、大量買付者との買付条件等に関する交渉、代替案の提案等を行うとともに、対抗措置の発動の是非を検討することとします（以下、当該一連の検討を「本検討」といいます。）。

当社取締役会は、本検討を行うにあたって、下記(3)「独立委員会の勧告」記載の独立委員会に対する諮問を行うほか、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

また、当社取締役会は、本検討を行う期間（以下「本検討期間」といいます。）として、大量買付行為等の内容に応じて、下記a.及びb.の期間を設定し、大量買付者は、本検討期間が経過するまで（ただし、当社取締役会が、下記4.(1)ウのとおり、株主総会の開催を決定した場合については当社株主総会において対抗措置の発動の是非が決定されるまで）は大量買付行為等を開始することができないものとします。

- a. 現金のみを対価（円貨）とする公開買付けによる当社株券等の全部買付けの場合
情報提供完了通知を行った日から60日間（初日不算入）
- b. a.以外の方法による大量買付行為等の場合
情報提供完了通知を行った日から90日間（初日不算入）

なお、当社取締役会は、独立委員会からの勧告を受けて、その決議により、本検討期間を最大30日間延長できるものとします。当社取締役会は、本検討期間の延長の決議を行った場合には、大量買付者に対して、本検討期間を延長する旨及び延長の理由を通知するとともに、適時適切に開示を

行います。

当社取締役会は、本検討を通じて、大量買付行為等に関する当社取締役会としての見解を慎重にとりまとめ、適時適切に開示を行います。

(3) 独立委員会の勧告

ア 独立委員会の設置

本プランにおいては、大量買付者に対する対抗措置の発動にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社取締役会の諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外者のみから構成される独立委員会を設置します（独立委員会の規則の概要については添付資料3「独立委員会規則の概要」のとおりです。）。

独立委員会は3名以上の委員で構成されるものとし、その委員は、当社取締役会からの独立性が高い社外取締役及び社外有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含みます。）の中から選任されるものとします。株主の皆様には、本プランの導入をご承認いただいた後の、当初の独立委員候補者及びその略歴等については添付資料4「独立委員会委員の氏名及び略歴」をご参照ください。

イ 独立委員会による検討等

独立委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について、本検討期間内において審議・検討し、当社取締役会に対して、勧告（対抗措置の発動の是非についての勧告のほか、当社取締役会から諮問を受けた事項の実施の是非等についての勧告を含みます。）を行います。

独立委員会は、当社取締役会を通じて受領した大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報に基づいて、審議・検討を行うものとしますが、審議・検討にあたり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、適宜回答期限を定めたとうえで、追加情報の提供を求めることができるものとします。

また、独立委員会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業価値の評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対

しても、適宜回答期限を定めたうえで、大量買付者の大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。）、その根拠資料、代替案（代替案がある場合に限ります。）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等の提供を求めることができるものとします。

さらに、独立委員会は、審議・検討にあたり、必要に応じて、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会は、独立委員会から勧告が行われた場合は、勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について適時適切に開示を行います。また、当社取締役会における判断にあたっては、独立委員会の勧告の内容を最大限尊重したうえで、決議を行うものとします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して勧告を行った後であっても、当該勧告後に大量買付者が大量買付行為等を中止した場合等、勧告の前提となる事実に変更があった場合には、勧告内容の変更又は勧告の撤回等を行うことができるものとします。

4. 大量買付行為等に対する対抗措置

（1）対抗措置発動の条件

ア 大量買付ルールが遵守された場合

本プランは、当社の経営に重大な影響力を与えうる規模の大量買付行為等について、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという観点から、株主の皆様に、大量買付情報をはじめとする大量買付行為等を受け入れるか否かの判断のために必要かつ十分な情報、大量買付者との交渉に基づく当社取締役会の評価、意見及び代替案の提案等を受ける機会の提供並びにこれらの検討のために必要かつ十分な時間を保証することを目的として一定の手続を定めているものです。

したがって、大量買付者が、大量買付ルールを遵守した場合には、原則として、対抗措置の発動は行わないものとします。

ただし、大量買付者が、大量買付ルールを遵守している場合であっても、当社取締役会が、大量買付情報その他大量買付者から受領した情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づい

て、大量買付行為等の内容等を検討した結果、当該大量買付行為等が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められ、かつ、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の決議を行うものとします。ここで、大量買付行為等が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる場合とは、具体的には、下記①乃至⑧のいずれかの要件の一つ又は複数の要件に該当する場合をいうものとします。

- ① 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で当社株券等を当社又は当社の関係者に引き取らせる目的で大量買付行為等を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- ② 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者又はそのグループに移譲させる目的で大量買付行為等を行っている場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に当社の資産を大量買付者又はそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大量買付行為等を行っている場合
- ④ 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で大量買付行為等を行っている場合
- ⑤ 最初の買付けで全ての当社株券等の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様に事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）等に代表される、構造上株主の皆様の判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による大量買付行為等を行っている場合
- ⑥ 買付けの条件（買付対価の価格・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付けの実行の蓋然性、買付け後の経営方針・事業計画並びに買付け後における当社の他の株主及びステークホルダーに対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当

な買付けの場合

- ⑦ 大量買付者及びその経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大量買付者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると、公序良俗の観点から合理的に判断される場合
- ⑧ 大量買付者による支配権の取得により、当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な顧客、取引先及び当社従業員その他当社のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値が毀損され、ひいては株主の皆様の共同の利益が著しく毀損される場合

イ 大量買付ルールが遵守されない場合

大量買付者が、大量買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

ウ 株主総会の開催

上記ア「大量買付ルールが遵守された場合」記載のとおり、大量買付ルールが遵守された場合には、当社取締役会において、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為等に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、本プランに従った対抗措置の発動の是非に関する決議に際して、大量買付者による大量買付行為等の内容、時間的猶予等諸般の事情を考慮のうえ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合又は独立委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置の発動の是非に関する株主の皆様の意思を確認するものとします。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実及びその理由を開示するとともに、実務上可能な範囲で可及的速やかに株主総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動の是非に関して、当該株主総会における株主の皆様の判断に従うものとします。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が決議されるまでの間、大量買付行為等を開始してはならないものとします。

(2) 対抗措置の発動及びその内容

当社取締役会は、大量買付者が、大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付ルールを遵守した場合でも、大量買付行為等が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められ、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為等に対して対抗措置を発動するものとします。また、対抗措置の発動に関し、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を確認するために株主総会が開催された場合には、当該株主総会における株主の皆様の判断に従って、対抗措置の是非を決定するものとします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他法令又は当社定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとしますが、新株予約権の無償割当てを行う場合の当該新株予約権の概要は添付資料5「新株予約権の概要」のとおりです。

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大量買付行為等の内容の変更又は撤回等、対抗措置発動の前提となる事実に変化が生じたなどの理由により、当該大量買付行為等が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかである行為であると認められなくなった場合又は対抗措置を採ることが相当ではないと判断される場合には、独立委員会への諮問を経たうえで、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回することができるものとします。

また、当社は、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回する場合には適時適切に開示を行います。

5. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本定時株主総会において、株主の皆様に、本プランの導入をご承認いただいた場合の有効期間は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとします。

もっとも、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン導入の趣旨に反しない限り、本プランに関する法令、取引所規則等の新設又は改廃が行われたことにより、本プランを修正することが適切な場合又は誤字脱字等の修正・補充等の字句の修正を行うのが適切であり、当該修正により株主の皆様へ不利益を与えない場合等には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。

当社取締役会は、本プランの廃止、修正又は変更がなされた場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び内容その他の事項について、適時適切に開示を行います。

Ⅳ. 各取組み等に対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ.）について

上記Ⅱ.「基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ.）についての判断

（1）本プランが基本方針に沿うものであることについて

本プランは、大量買付行為等が行われる際に、当該大量買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を確保することや、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する取組みであり、基本方針に沿うものであります。

(2) 本プランが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないと考えております。

ア 買収防衛策に関する各指針等に適合すること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付けで公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則の三原則を完全に充足し、また、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条（買収防衛策の導入に係る遵守事項）に規定される各事項を遵守するものです。さらに、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日付けで公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに東京証券取引所が平成27年6月1日付けで公表した「コーポレートガバナンス・コード」の原則1-5.（いわゆる買収防衛策）及び補充原則1-5①を踏まえた内容になっております。

イ 株主の皆様の意思が重視されていること

本プランの導入は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただくことを条件としており、本プランの導入には株主の皆様の意思が反映されることになっております。

また、上記Ⅲ.5.「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、本プランは、その廃止においても、株主の皆様の意思が尊重されることになっております。

これらに加えて、上記Ⅲ.4.(1)ウ「株主総会の開催」記載のとおり、当社取締役会は、実務上適切であると判断する場合又は独立委員会からの勧告があった場合には、株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非についても、株主の皆様の意思を確認することとされており、株主の皆様の意思が反映されます。

また、株主の皆様は、本プランの廃止等の判断、大量買付行為等に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断及び対抗措置の発動の是非を判断する株主総会における議決権行使等の意思形成を適切に行っていただくために、当社取締役会は、上記Ⅲ.3.(1)「大量買付者に対する情報提供の要請」記載のとおり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

ウ 取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みが定められていること

① 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置いたします。当社に対して大量買付行為等がなされた場合には、上記Ⅲ.3.(3)「独立委員会の勧告」記載のとおり、独立委員会が、大量買付行為等に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討したうえで当社取締役会に対して勧告を行い、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

② 合理的な客観的要件の設定

対抗措置は、上記Ⅲ.4.「大量買付行為等に対する対抗措置」記載のとおり、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付行為等が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合にのみ発動されることとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されています。

エ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ.5.「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（注7）ではありません。また、当社の監査等委員であるものを除く取締役の任期は1年となっており、任期が2年の監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（注8）でもありません。

（注）7. 取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策を意味します。

8. 取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策を意味します。

V. 株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響等について

1. 本プランの導入時に株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本プランは、導入時点において新株予約権の割当て等を行うものではありませんので、株主の皆様の権利関係に直接の影響はありません。

もっとも、本プランは、株主の皆様及び投資家の皆様が大量買付行為等に応じるか否かを判断するために必要かつ十分な時間及び情報を確保することや、現に当社の経営を担っている当社取締役会の評価、意見等を提供し、さらには、株主の皆様及び投資家の皆様が代替案の提案を受ける機会を保証することを目的としております。これにより、株主の皆様及び投資家の皆様は、必要かつ十分な時間及び情報に基づいて、大量買付行為等に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えております。したがって、本プランの導入は、株主の皆様及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅲ.4.「大量買付行為等に対する対抗措置」記載のとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより、当該大量買付行為等に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向に十分ご注意ください。

2. 対抗措置の発動時に株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合又は大量買付ルールを遵守した場合でも、大量買付行為等が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められ、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において当社取締役会の権限として認められている対抗措置を採ることがありますが、当社取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令及び取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

当社取締役会が対抗措置のうち新株予約権の無償割当てを行った場合、大量買付者については、保有する株式について希釈化が生じるなど、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。これに対し、対抗措置発動の対象となった大量買付者を除く株主の皆様については、当該対抗措置の仕組み上、保有する当社株式の希釈化等が生じることはなく、法的権利又は経済的側面において格別の損失が生じる事態が生じることは想定されておりません。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の取引を行った株主の皆様又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性がありますのでご注意ください。

3. 新株予約権の無償割当てを行う場合に株主の皆様において必要となる手続

対抗措置として考えられるもののうち、添付資料5「新株予約権の概要」の記載に従って新株予約権の無償割当てを行う場合及び当社が新株予約権を取得する場合について、株主の皆様に関連する手続は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権の無償割当て

新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、当社取締役会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続を行っていただく必要はありません。

ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会が定めた一定の基準日時点の株主名簿に記録された株主の皆様に対して行われるため、当該基準日までに株主として、株主名簿に記録されている必要がありますのでご注意ください。

(2) 新株予約権の行使

新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。当該手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

(3) 当社による新株予約権の取得

当社が、新株予約権を当社株式と引き換えに取得する場合、当社が新株予約権の取得に必要な所定の手続を行えば、当該取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使に係る手続を経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。ただし、当社が新株予約権を取得する際に、大量買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がありますのでご注意ください。

以 上

添付資料 1

大株主の状況

(平成30年3月31日現在)

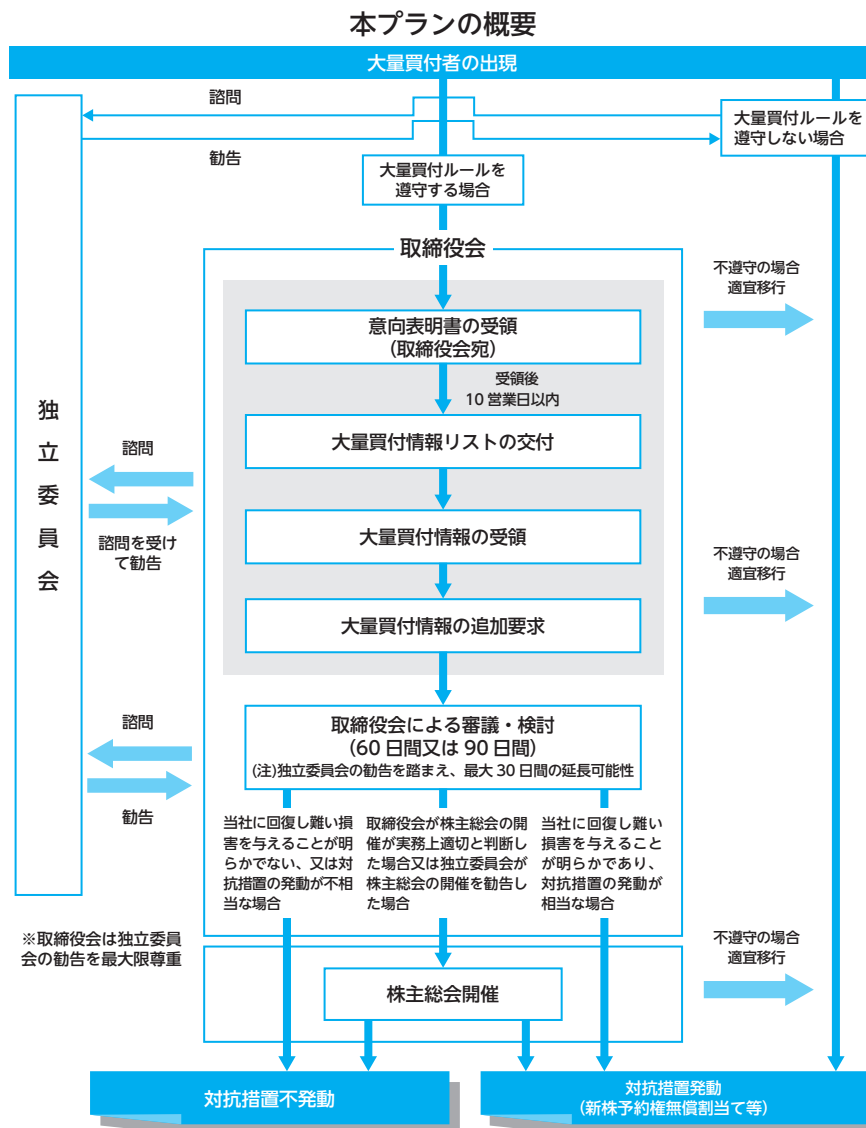
氏 名 ま た は 名 称	所 有 株 式 数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ARROW ELECTRONICS, INC. 590000 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	2,350,100	8.37
一 般 財 団 法 人 丸 文 財 団	2,304,000	8.21
堀 越 毅 一	2,059,100	7.34
株 式 会 社 千 葉 パ ブ リ ッ ク ゴ ル フ コ ー ス	1,399,026	4.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	853,100	3.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	813,000	2.89
合 同 会 社 堀 越	800,000	2.85
堀 越 裕 史	766,800	2.73
堀 越 浩 司	742,300	2.64
堀 越 百 子	602,400	2.14

(注) 1. 発行済株式総数は28,051,200株です。

2. 上記のほか、当社所有の自己株式1,915,911株があります。

3. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式(1,915,911株)を含めて計算し、小数点第3位を切り捨てて表示しております。

添付資料 2



上記フローチャートは、あくまで大量買付ルールの概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、大量買付ルールの詳細内容については議案本文をご参照下さい。

添付資料3

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会設置の目的
独立委員会は、本プランにおける取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を担保するために設置される。
2. 独立委員会の構成
独立委員会の委員は3名以上とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外取締役及び社外有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含む。）の中から選任される。
3. 独立委員の任期
 - (1) 独立委員会の委員の任期は、選任の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の終了の時までとし、再任を認めるものとする。
 - (2) 増員又は補欠として選任された独立委員会の委員の任期は、在任委員の任期の満了する時までとする。
4. 独立委員会の招集手続
独立委員会は、当社代表取締役の要請により、独立委員会の決議により選定される独立委員会の議長又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の決議方法
独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、全員の一致をもってこれを行う。
6. 独立委員会の権限事項
 - (1) 独立委員会は、当社取締役会からの諮問を受けて、以下の各号に記載される事項につき審議・検討を行い当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保・向上に反するか否かという観点から審議・検討を行う。
 - ① 本プランにおける対抗措置の発動の是非（株主総会の開催を求めるか否かを含む。）
 - ② 本プランにおける対抗措置の中止又は撤回
 - ③ 大量買付者から提出された情報が必要かつ十分か否かの判断
 - ④ 次項に基づき対抗措置の発動の是非を検討するにあたり、必要となる追加情報の提供を請求する場合の追加情報の範囲
 - ⑤ 本検討期間の延長の可否
 - ⑥ 株主に不利益を与えない範囲の本プランの修正又は変更
 - ⑦ その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
 - (2) 独立委員会は、審議・検討にあたり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、追加情報の提供を求めることができる。
7. 独立委員会への出席
独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員等を出席させ、独立委員会が必要な情報の提供を求めることができる。
8. 第三者の助言
独立委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含む。）の助言を受けることができる。

以上

添付資料 4

独立委員会委員の氏名及び略歴

氏名 鈴木 大（すずき だい）

略歴 昭和43年 8 月28日生

平成 6 年 2 月 (株)シー・エス・エイ（現 みらいコンサルティング(株)）入社

平成 9 年 4 月 公認会計士 登録

平成19年 7 月 (株)シー・エス・エイ（現 みらいコンサルティング(株)）取締役

平成20年11月 Reanda MC 公認会計士共同事務所 代表公認会計士

平成24年 3 月 Reanda MC 国際税理士法人（現 税理士法人みらいコンサルティング）代表社員

平成27年 1 月 鈴木大公認会計士事務所 代表（現任）

平成28年 8 月 (株)ラプラス 非常勤監査役（会計限定）（現任）

平成29年12月 (株)S S C 代表取締役（現任）

氏名 吉原 朋成（よしはら ともみち）

略歴 昭和45年10月 4 日生

平成 9 年 4 月 弁護士 登録

平成11年10月 岩田合同法律事務所 入所（現任）

平成17年 5 月 米国Morrison & Foerster LLP 勤務

平成28年 4 月 成蹊大学法科大学院 非常勤講師（現任）

氏名 渡邊 泰彦（わたなべ やすひこ）

略歴 昭和17年 1 月25日生

平成 7 年 6 月 (株)三菱銀行（現 (株)三菱UFJ銀行）代表取締役常務取締役

平成12年 6 月 三菱地所(株) 監査役

平成13年 6 月 同社 代表取締役専務取締役

平成19年 6 月 丸の内熱供給(株) 代表取締役社長、当社 社外監査役

平成22年 6 月 (株)小松ストアー 社外取締役（現任）、大日本塗料(株) 社外取締役

平成26年 6 月 当社 社外取締役

平成27年 6 月 当社 社外取締役監査等委員（現任）

(注)当社との関係について

渡邊泰彦氏は、当社の社外取締役監査等委員であり、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

鈴木 大氏及び吉原朋成氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

添付資料5

新株予約権の概要

1. 割当ての対象となる株主及び株主に割り当てる新株予約権の数
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個以上で当社取締役会が定める割合に従って新株予約権を無償で割り当てる。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。また、当社が株式分割もしくは株式併合を行う場合又はその他の場合においては、所要の調整を行うものとする。
3. 無償割当ての効力発生日
当社取締役会において別途定める。
4. 行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たり金1円以上として当社取締役会において定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 当社による新株予約権の取得
当社は、当社取締役会が定める日（以下「取得日」という。）をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、以下の7.において定める行使条件等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）の全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。
7. 新株予約権の行使条件
大量買付者及びその共同保有者等（大量買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）及び特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいいます。）を意味するものとし、並びに大量買付者及びその共同保有者等から当社取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得又は承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。その他の行使条件については、当社取締役会において定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間その他必要な事項は、当社取締役会において別途定める。

以 上

株主総会会場 ご案内図

開催日時

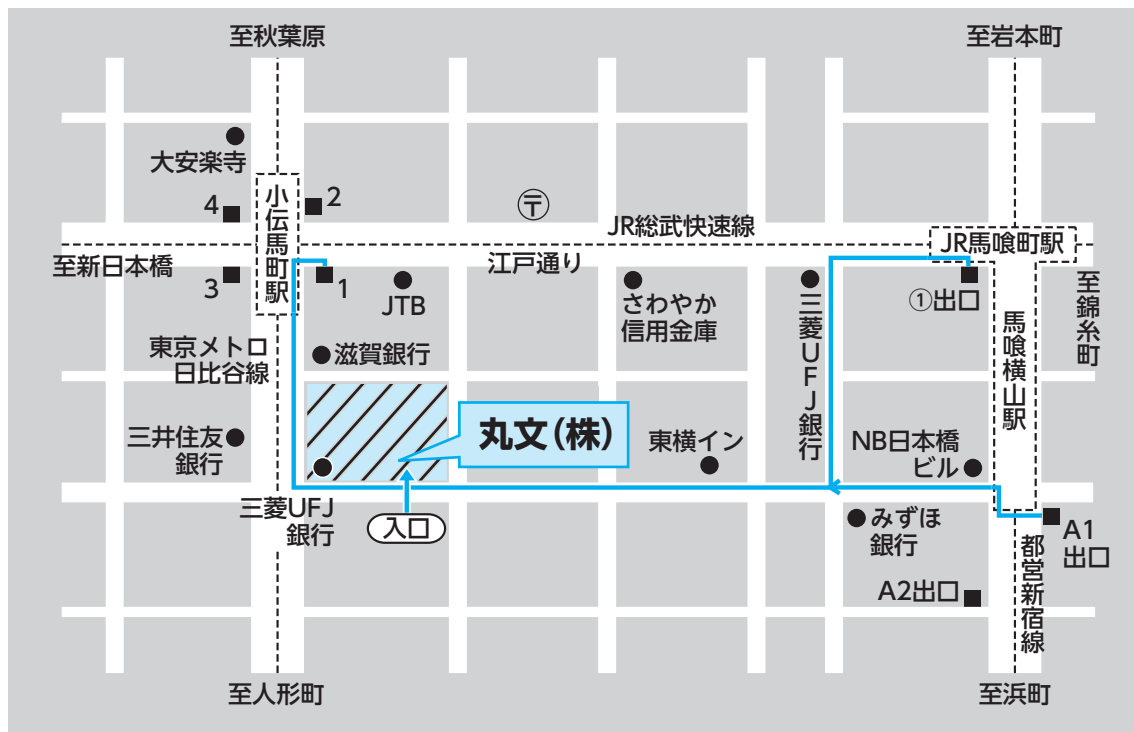
平成30年6月27日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

当社5階 会議室

東京都中央区日本橋大伝馬町8番1号

電話 03-3639-9801（代表）



交通のご案内

- 東京メトロ日比谷線 小伝馬町駅 1番出口より徒歩2分
- JR 総武快速線 馬喰町駅 ①出口より徒歩6分
- 都営新宿線 馬喰横山駅 A1またはA2出口より徒歩6分

（お知らせ）会場には駐車場設備がありません。誠に申し訳ございませんが、ご了承くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。